

表5 介護休暇の状況

1 介護休暇制度の導入状況(令和6年4月1日現在)

団体区分	団体数	導入済	未導入
都道府県	47	47	0
指定都市	20	20	0
市区町村	1,721	1,721	0
合計	1,788	1,788	0

2 介護休暇の取得状況(令和5年度)

(単位：人)

団体区分	区 分	介護休暇 取得者数	要介護者別の取得者数（職員との続柄別）							
			配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
都道府県	男性職員	510 (32.0%)	112 (22.0%)	306 (60.0%)	71 (13.9%)	7 (1.4%)	6 (1.2%)	7 (1.4%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)
	女性職員	1,085 (68.0%)	71 (6.5%)	659 (60.7%)	279 (25.7%)	40 (3.7%)	20 (1.8%)	11 (1.0%)	1 (0.1%)	4 (0.4%)
指定都市	男性職員	197 (33.0%)	46 (23.4%)	121 (61.4%)	21 (10.7%)	3 (1.5%)	3 (1.5%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)
	女性職員	400 (67.0%)	25 (6.3%)	256 (64.0%)	88 (22.0%)	17 (4.3%)	5 (1.3%)	8 (2.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
市区町村	男性職員	330 (30.2%)	61 (18.5%)	187 (56.7%)	67 (20.3%)	6 (1.8%)	4 (1.2%)	4 (1.2%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
	女性職員	762 (69.8%)	48 (6.3%)	420 (55.1%)	246 (32.3%)	28 (3.7%)	16 (2.1%)	4 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	男性職員	1,037 (31.6%)	219 (21.1%)	614 (59.2%)	159 (15.3%)	16 (1.5%)	13 (1.3%)	13 (1.3%)	0 (0.0%)	3 (0.3%)
	女性職員	2,247 (68.4%)	144 (6.4%)	1,335 (59.4%)	613 (27.3%)	85 (3.8%)	41 (1.8%)	23 (1.0%)	1 (0.0%)	5 (0.2%)
	計	3,284 (100.0%)	363 (11.1%)	1,949 (59.3%)	772 (23.5%)	101 (3.1%)	54 (1.6%)	36 (1.1%)	1 (0.0%)	8 (0.2%)

団体区分	区 分	介護休暇 取得者数	介護休暇の期間別の取得者数					
			1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超
都道府県	男性職員	510 (32.0%)	233 (45.7%)	81 (15.9%)	56 (11.0%)	17 (3.3%)	22 (4.3%)	101 (19.8%)
	女性職員	1,085 (68.0%)	441 (40.6%)	191 (17.6%)	128 (11.8%)	56 (5.2%)	52 (4.8%)	217 (20.0%)
指定都市	男性職員	197 (33.0%)	54 (27.4%)	46 (23.4%)	22 (11.2%)	12 (6.1%)	11 (5.6%)	52 (26.4%)
	女性職員	400 (67.0%)	154 (38.5%)	65 (16.3%)	38 (9.5%)	21 (5.3%)	16 (4.0%)	106 (26.5%)
市区町村	男性職員	330 (30.2%)	168 (50.9%)	58 (17.6%)	37 (11.2%)	13 (3.9%)	8 (2.4%)	46 (13.9%)
	女性職員	762 (69.8%)	380 (49.9%)	116 (15.2%)	97 (12.7%)	38 (5.0%)	25 (3.3%)	106 (13.9%)
合計	男性職員	1,037 (31.6%)	455 (43.9%)	185 (17.8%)	115 (11.1%)	42 (4.1%)	41 (4.0%)	199 (19.2%)
	女性職員	2,247 (68.4%)	975 (43.4%)	372 (16.6%)	263 (11.7%)	115 (5.1%)	93 (4.1%)	429 (19.1%)
	計	3,284 (100.0%)	1,430 (43.5%)	557 (17.0%)	378 (11.5%)	157 (4.8%)	134 (4.1%)	628 (19.1%)

(注) 1 介護休暇取得者数は、令和5年度中に介護休暇を取得開始した職員数である。

2 「要介護者別の取得者数」及び「介護休暇の期間別の取得者数」の（ ）は、「介護休暇取得者数」に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

3 「介護休暇取得者数」の団体区分ごとの（ ）は、団体区分ごとの計に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

4 「介護休暇取得者数」の合計欄の（ ）は、「計」に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。